別添１－１

呉市地域防災計画（基本編）新旧対照表
（修正箇所一覧表）

※修正部分は，下線で示しています。

修正理由については，次のとおりとし，新旧対照表には番号で記載しています。
①　「防災基本計画」の改正による修正
　　「広島県地域防災計画」及び「広島県水防計画」の見直しによる整合性を図るための修正
②　国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更され，「避難準備情報」⇒「避難準備・高齢者等避難開始」に，「避難指示」⇒「避難指示（緊急）」に名称変更されたことによる修正
③　統計データの修正や文言整理等に伴う修正

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ１６</td><td>（略）
第２章　災害予防計画
（略）
第２節　風水害予防計画
（略）
第１　浸水・波浪・高潮災害の予防
（略）
１　河川等の氾濫防止対策
（略）
（2）治水対策の実施
ア（略）
イ（略）
ウ　洪水ハザードマップの作成等による危険個所の市民への周知
表（略）
２　新規</td><td>（略）
第２章　災害予防計画
（略）
第２節　風水害予防計画
（略）
第１　浸水・波浪・高潮災害の予防
（略）
１　河川等の氾濫防止対策
（略）
（2）治水対策の実施
ア（略）
イ（略）
ウ　削除
表　削除
２　洪水浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難確保対策
（1）洪水浸水想定区域ごとに，次の事項を定める。
ア　洪水予報等の伝達方法（※１）
イ　避難場所及び避難経路に関する事項
ウ　避難訓練に関する事項
エ　主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（※２）がある場合の当該施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報の伝達方法（資料編２６洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表のとおり）
（2）洪水浸水想定区域ごとに，浸水想定区域等，指定緊急避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際，河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう努めるものとする。</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ｐ１７</td><td>（略）
※２　要配慮者関連施設
<table><tr><th colspan="2">施設分類</th></tr><tr><td>保護施設</td><td>救護施設・宿所提供施設</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>学校</td><td>小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・専修学校（高等課程を置く学</td></tr></table></td><td>（略）
※２　要配慮者利用施設
<table><tr><th colspan="2">施設分類</th></tr><tr><td>保護施設</td><td>救護施設・宿所提供施設</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>学校</td><td>小学校・中学校・特別支援学校</td></tr></table></td><td>①</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ１７
Ｐ２１
Ｐ２１
Ｐ２６</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>校のみ）・特別支援学校</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
２　波浪・高潮災害の防止対策
（略）
第２　土砂災害の予防
（略）
２　崖崩れ・山崩れ災害の防止対策
（略）
※２　要配慮者関連施設
<table>
<tr><th colspan="2">施設分類</th></tr>
<tr><td>保護施設</td><td>救護施設・宿所提供施設</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>学校</td><td>小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・専修学校（高等課程を置く学校のみ）・特別支援学校</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
(2) 警戒避難体制の整備
ア（略）
イ（略）
<table>
<tr><th colspan="3">土砂災害危険度情報における危険レベル</th></tr>
<tr><th>危険度</th><th>表示</th><th>状況及び避難の目安</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>黄色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>レベル２</td><td>橙色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>桃色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>レベル４</td><td>赤色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
第５　急傾斜地対策事業・治山事業等の推進
次の各種事業・工事について，事業の円滑な推進を図る。
<table>
<tr><th>事業種別</th><th>概と整備内容</th></tr>
<tr><td>急傾斜地対策事業</td><td>地形的に急傾斜地が多く，急傾斜地崩壊危険区域指定は 739 か所，478.62ha（H28.3 月末現在）があり，</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
３　波浪・高潮災害の防止対策
（略）
第２　土砂災害の予防
（略）
２　崖崩れ・山崩れ災害の防止対策
（略）
※２　要配慮者利用施設
<table>
<tr><th colspan="2">施設分類</th></tr>
<tr><td>保護施設</td><td>救護施設・宿所提供施設</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>学校</td><td>小学校・中学校・特別支援学校</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
(2) 警戒避難体制の整備
ア（略）
イ（略）
<table>
<tr><th colspan="3">土砂災害危険度情報における危険レベル</th></tr>
<tr><th>危険度</th><th>表示</th><th>状況及び避難の目安</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>橙色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>レベル２</td><td>赤色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>薄い紫色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>レベル４</td><td>濃い紫色
（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
第５　急傾斜地対策事業・治山事業等の推進
次の各種事業・工事について，事業の円滑な推進を図る。
<table>
<tr><th>事業種別</th><th>概要と整備内容</th></tr>
<tr><td>急傾斜地対策事業</td><td>地形的に急傾斜地が多く，急傾斜地崩壊危険区域指定は 739 か所，478.62ha（H29.3 月末現在）があり，</td></tr>
</table>
</td><td>③
①
①
③</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ３２

Ｐ３３</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>以前から防災事業の推進に努めてきたところである。
（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>砂防事業</td><td>砂防指定河川218（H28.3月末現在），砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊，渓流の浸食を防止するため，堰堤の増設を始め，流路工の整備など砂防工事の推進を図る。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
第３節　火災予防計画
（略）
第９　消防力の充実
（略）
２　消防水利の確保
（略）
<table>
<tr><th rowspan="3">種</th><th colspan="2">消栓</th><th colspan="4">防火水槽</th><th rowspan="3">プール</th><th rowspan="3">河川</th><th rowspan="3">溝</th><th rowspan="3">濠</th></tr>
<tr><th rowspan="2">公設</th><th rowspan="2">私設</th><th colspan="2">公設</th><th colspan="2">私設</th></tr>
<tr><th>40t
以上</th><th>40t
未満</th><th>40t
以上</th><th>40t
未満</th></tr>
<tr><td>数</td><td>5,242</td><td>408</td><td>417</td><td>64</td><td>174</td><td>52</td><td>58</td><td>11</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>池</th><th>海</th><th>井戸</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>3</td><td>49</td><td>2</td><td>224</td><td>6,704</td></tr>
</table>
（平成28年3月31日現在）
（略）
第４節　都市構造の防災化
（略）
第１　防災的な土地利用の推進
１　市街地再開発事業等の推進
（略）
【土地区画整理事業】
表中
地区名　古新開　施行年度　平成３～平成２８</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>以前から防災事業の推進に努めてきたところである。
（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>砂防事業</td><td>砂防指定河川218（H29.3月末現在），砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊，渓流の浸食を防止するため，堰堤の増設を始め，流路工の整備など砂防工事の推進を図る。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
第３節　火災予防計画
（略）
第９　消防力の充実
（略）
２　消防水利の確保
（略）
<table>
<tr><th rowspan="3">種別</th><th colspan="2">消火栓</th><th colspan="4">防火水槽</th><th rowspan="3">プール</th><th rowspan="3">河川</th><th rowspan="3">溝</th><th rowspan="3">濠</th></tr>
<tr><th rowspan="2">公設</th><th rowspan="2">私設</th><th colspan="2">公設</th><th colspan="2">私設</th></tr>
<tr><th>40t
以上</th><th>40t
未満</th><th>40t
以上</th><th>40t
未満</th></tr>
<tr><td>数</td><td>5,232</td><td>391</td><td>417</td><td>62</td><td>173</td><td>51</td><td>51</td><td>10</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>池</th><th>海</th><th>井戸</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>3</td><td>46</td><td>2</td><td>221</td><td>6,659</td></tr>
</table>
（平成29年3月31日現在）
（略）
第４節　都市構造の防災化
（略）
第１　防災的な土地利用の推進
１　市街地再開発事業等の推進
（略）
【土地区画整理事業】
表中
地区名　古新開　施行年度　平成３～平成３３</td><td>③

③</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ３３</td><td>第２　建築物の不燃化の推進
１　防火，準防火地域の指定
（略）
<table><tr><th></th><th>面積（ｈａ）</th></tr><tr><td>防　火　地　域</td><td>107</td></tr><tr><td>準防火地域</td><td>494</td></tr></table>（平成 28 年 3 月 31 日現在）
（略）</td><td>第２　建築物の不燃化の推進
１　防火，準防火地域の指定
（略）
<table><tr><th></th><th>面積（ｈａ）</th></tr><tr><td>防　火　地　域</td><td>107</td></tr><tr><td>準防火地域</td><td>494</td></tr></table>（平成 29 年 3 月 31 日現在）
（略）</td><td>③</td></tr>
<tr><td>Ｐ３４</td><td>第４　建築物・公共土木施設，危険物施設等，農林漁業施設等の災害予防の推進
（略）
１　防災上重要な建築物の安全化
（1）市有建築物の耐震化
市は，防災上重要な建築物，不特定多数の者が利用する建築物，多数の者が利用する建築物等の市有建築物の耐震化の状況を基に，市全体の耐震化の目標設定を踏まえ，防災上重要なものから優先して計画的に耐震化を進め，災害時における防災拠点としての機能を確保する。
（略）
（5）被災建築物の応急危険度判定制度の普及，啓発
地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか，また，余震等による二次災害
に対して安全であるかの判定活動を行う応急危険度判定制度について普及啓発を行う。</td><td>第４　建築物・公共土木施設，危険物施設等，農林漁業施設等の災害予防の推進
（略）
１　防災上重要な建築物の安全化
（1）市有建築物の耐震化
市は，防災上重要な建築物，不特定多数の者が利用する建築物，多数の者が利用する建築物等の市有建築物の耐震化の状況を基に，市全体の耐震化の目標設定を踏まえ，防災上重要なものから優先して計画的に耐震化を進め，災害時における防災拠点としての機能を確保するとともに，災害時の拠点となる庁舎，指定避難所等について，非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
（略）
（5）被災建築物の応急危険度判定制度の普及，啓発
地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか，また，余震等による二次災害
に対して安全であるかの判定活動を行う応急危険度判定制度について普及啓発を行う。</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ｐ３５</td><td>（6）新規</td><td>（6）宅地の安全性の確保
市は，大規模盛土造成地の住宅や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成，公表し，住民に周知する。
（略）</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ｐ３６</td><td>４　交通施設等の安全化
（1）（略）
（2）緊急輸送道路の整備
広島県地域防災計画では，災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため，国土交通省，日本道路公団，県警察，県，市等で構成する「広</td><td>４　交通施設等の安全化
（1）（略）
（2）緊急輸送道路の整備
広島県地域防災計画では，災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため，国土交通省，日本道路公団，県警察，県，市等で構成する「広</td><td>①</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ３７</td><td>
島県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において策定された「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき，以下のとおり緊急輸送道路を指定し，計画的に国道及び幹線道路の整備を進め，県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築するものとしている。
当市においても，緊急輸送道路は災害発生時における被災者の避難及び被災者の生活を確保する物資輸送に利用するために指定した路線であることから，幹線市道や橋りょうの整備を図る。
なお，緊急輸送道路は，「呉市耐震改修促進計画（平成20年３月策定）」において「地震発生時に通行を確保すべき道路」と位置づけている。
（略）
【緊急輸送道路の指定路線】
<table>
<tr><th>機能区分</th><th>道路種別</th><th>路線名</th><th>路線現況延長（km）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>市道（中央二河町線）</td><td>0.9</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>市道（宝町本通線（蔵本通り））</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>その他の道路</td><td>臨港道路阿賀マリノポリス1号線</td><td>2.5</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第２次</td><td>一般県道</td><td>豊浜蒲刈線（豊島大橋）</td><td>3.8</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第２次</td><td>その他の道路</td><td>農道（蒲刈大橋）</td><td>2.2</td></tr>
</table>
</td><td>
島県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において策定された「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき，以下のとおり緊急輸送道路を指定し，計画的に国道及び幹線道路の整備を進め，県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築するものとしている。
当市においても，緊急輸送道路は災害発生時における被災者の避難及び被災者の生活を確保する物資輸送に利用するために指定した路線であることから，幹線市道や橋りょうの整備を図る。
なお，緊急輸送道路は，「呉市耐震改修促進計画（平成20年３月策定）」において「地震発生時に通行を確保すべき道路」と位置づけており，沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等，緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。
（略）
【緊急輸送道路の指定路線】
<table>
<tr><th>機能区分</th><th>道路種別</th><th>路線名</th><th>路線現況延長（km）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>市道（中央二河町線）</td><td>0.6</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>市道（宝町本通線（蔵本通り））</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>天応大浜長谷線</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>天応西条２丁目１２号線</td><td>0.6</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>阿賀中央２丁目１３号線</td><td>0.3</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>市町村道</td><td>阿賀中央町田線</td><td>0.6</td></tr>
<tr><td>第１次</td><td>その他の道路</td><td>臨港道路阿賀マリノポリス1号線</td><td>2.4</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第２次</td><td>一般県道</td><td>豊浜蒲刈線（豊島大橋）</td><td>3.8</td></tr>
<tr><td>第２次</td><td>市町村道</td><td>丸谷８号線</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>第２次</td><td>その他の道路</td><td>農道（蒲刈大橋）</td><td>1.5</td></tr>
</table>
</td><td>①，③</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ３８</td><td>
<table>
<tr><td>第２次</td><td>その他の道路</td><td>農道（豊浜大橋）</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
８　危険物施設等の安全化
（略）
（1）消防法に定める危険物施設の予防対策
ア　市における消防法に定める危険物施設の箇所数は，次のとおりである。
<table>
<tr><th rowspan="2">製造所</th><th colspan="7">貯蔵所</th><th colspan="5">取扱所</th><th rowspan="2">合計</th></tr>
<tr><th>屋内</th><th>屋外タンク</th><th>屋内タンク</th><th>地下タンク</th><th>簡易タンク</th><th>移動タンク</th><th>屋外</th><th>給油</th><th>第一種販売</th><th>第二種販売</th><th>移送</th><th>一般</th></tr>
<tr><td>－</td><td>112</td><td>60</td><td>19</td><td>74</td><td>6</td><td>64</td><td>23</td><td>90</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>142</td><td>596</td></tr>
</table>
（平成28年3月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><td>第２次</td><td>その他の道路</td><td>農道（豊浜大橋）</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
８　危険物施設等の安全化
（略）
（1）消防法に定める危険物施設の予防対策
ア　市における消防法に定める危険物施設の箇所数は，次のとおりである。
<table>
<tr><th rowspan="2">製造所</th><th colspan="7">貯蔵所</th><th colspan="5">取扱所</th><th rowspan="2">合計</th></tr>
<tr><th>屋内</th><th>屋外タンク</th><th>屋内タンク</th><th>地下タンク</th><th>簡易タンク</th><th>移動タンク</th><th>屋外</th><th>給油</th><th>第一種販売</th><th>第二種販売</th><th>移送</th><th>一般</th></tr>
<tr><td>－</td><td>112</td><td>63</td><td>17</td><td>73</td><td>6</td><td>62</td><td>23</td><td>90</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>144</td><td>596</td></tr>
</table>
（平成29年3月31日現在）
</td><td>③</td></tr>
<tr><td>Ｐ３８</td><td>
（略）
(2) 高圧ガス施設の予防対策
ア　市における高圧ガス関係施設の箇所数は，次のとおりである。
<table>
<tr><th>第１種製造者</th><th>第２種製造者</th><th>販売業者</th><th>第１種貯蔵所</th><th>第２種貯蔵所</th><th>特定高圧ガス消費者</th></tr>
<tr><td>42</td><td>265</td><td>125</td><td>10</td><td>25</td><td>29</td></tr>
</table>
（平成28年3月31日現在）
</td><td>
（略）
(2) 高圧ガス施設の予防対策
ア　市における高圧ガス関係施設の箇所数は，次のとおりである。
<table>
<tr><th>第１種製造者</th><th>第２種製造者</th><th>販売業者</th><th>第１種貯蔵所</th><th>第２種貯蔵所</th><th>特定高圧ガス消費者</th></tr>
<tr><td>42</td><td>264</td><td>124</td><td>10</td><td>26</td><td>29</td></tr>
</table>
（平成29年3月31日現在）
</td><td>③</td></tr>
<tr><td>Ｐ４２</td><td>
（略）
第６節　情報管理・広報体制の整備
（略）
第１　情報収集・連絡体制の整備
（略）
（1）（略）
（2）関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備
(3)～(12)（略）
(13)　（新規）
</td><td>
（略）
第６節　情報管理・広報体制の整備
（略）
第１　情報収集・連絡体制の整備
（略）
（1）（略）
（2）関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備及び平素から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておく等により「顔の見える関係」を構築することにより，信頼感を醸成
(3)～(12)（略）
(13)　被害情報，関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため，国等関係機関と連携して
</td><td>①</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ４５</td><td>（14）（新規）

（略）
第５　広報体制の整備
１　市民への的確な情報伝達体制の整備
（1），（2）（略）
（3）放送事業者及びライフライン関係機関と協力し，発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報と伝達体制を確立する。
また，災害に関する情報や被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう，その体制，施設及び設備の整備を推進する。
（4）（略）
（略）</td><td>導入した呉市防災情報システム等の運用体制の確立
（14）有・無線系，地上系，衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進
（略）
第５　広報体制の整備
１　市民等への的確な情報伝達体制の整備
（1），（2）（略）
（3）各防災関係機関は，災害発生直後には，パニック，火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。
また，応急復旧時には，食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者，在日外国人及び訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
（4）（略）
（略）</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ｐ４５</td><td>第７節　避難体制の整備
（略）
第１　避難勧告等の基準の策定
１　避難勧告等の類型
市民に対して避難準備を呼びかけ，要配慮者等，特に避難行動要支援者に対して避難行動を開始することを求める「避難準備情報（要配慮者避難）」を制度的に位置づける。
また，避難準備情報（要配慮者避難），避難勧告及び避難指示の意味合いや市民に求める行動について，事前に周知を図る。
なお，避難勧告等の３類型は，次のとおりである。
<table><tr><th>情報区分</th><th>発令時の情報</th><th>市民に求める行動</th></tr><tr><td>避難準備情報（要配慮者避難）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第７節　避難体制の整備
（略）
第１　避難勧告等の基準の策定
１　避難勧告等の類型
市民に対して避難準備を呼びかけ，要配慮者等，特に避難行動要支援者に対して避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を制度的に位置づける。
また，避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告及び避難指示（緊急）の意味合いや市民に求める行動について，事前に周知を図る。
なお，避難勧告等の３類型は，次のとおりである。
<table><tr><th>情報区分</th><th>発令時の情報</th><th>市民に求める行動</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>②</td></tr>
<tr><td>Ｐ４６</td><td>２　「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成
平成26年９月に国から示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル</td><td>２　「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成
平成29年１月に国から示された「避難勧告等に関するガイドライン」</td><td>②</td></tr>
</table>

ページ	現　行	改正案	変更理由
	作成ガイドライン」に基づき，対象とする災害及び警戒すべき区域，箇所，避難すべき区域等について検討し，市における具体的な判断基準を定めた「呉市避難勧告等の判断・伝達マニュアル　　」を作成し，適切に運用する。 **３　避難勧告等の判断・伝達の基本姿勢** （略）	に基づき，対象とする災害及び警戒すべき区域，箇所，避難すべき区域等について検討し，市における具体的な判断基準を定めた「呉市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（平成29年1月作成）」を作成し，適切に運用する。 **３　避難勧告等の判断・伝達の基本姿勢** （略）	
Ｐ４７	(6) 毅然とした態度をもって避難勧告等を発令し，空振りであったとしても，住民の生命，身体及び財産を守ることができたことで，災害対応の目標が達成したと捉えること。また，避難準備情報　　を有効かつ積極的に活用し，早めの避難勧告等を発令すること。	(6) 毅然とした態度をもって避難勧告等を発令し，空振りであったとしても，住民の生命，身体及び財産を守ることができたことで，災害対応の目標が達成したと捉えること。また，避難準備・高齢者等避難開始を有効かつ積極的に活用し，早めの避難勧告等を発令すること。	②
Ｐ４７	４　（新規）	４　避難勧告等についての注意事項 (1) 避難勧告及び避難指示（緊急）は，発表者，避難を命ずる理由，避難対象地域並びに指定緊急避難場所及び経路を明確にし，避難場所はあらかじめ指定しておく。避難等の指示権者は，不在等により避難勧告等の発令が遅れることがないよう，あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。 　市は，ちゅうちょなく避難勧告等を発令できるよう，平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。 (2) 市は，あらかじめ災害の発生状況，土砂災害等の危険個所の異常の有無等，避難勧告等を発するための情報の収集方法等について定めておく。 (3) 市は，土砂災害警戒区域等，あらかじめ危険が予想される地域について，避難勧告等の発令単位として事前に設定し，雨量，水位，潮位，土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い，避難勧告等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に，土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。 (4) 市は，あらかじめ避難勧告等を住民に伝達する方法を明らかにし，住民に徹底しておく。 (5) 市は，危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，対象者ごとに取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ４７	4　ハザードマップの作成 （略） 第２　避難体制の整備 １　方針 土砂災害，水害，高潮災害，津波災害等，状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し，被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。 （新規） （略）	(6) 市は，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで，住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるものとする。 (7) 市は，避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。 (8) 市は，災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で，避難時の周囲の状況等により，「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動がとれるよう努めるものとする。 (9) 各法令に定める措置権者は，相互の連絡を密にして，災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。 5　ハザードマップの作成 （略） 第２　避難体制の整備 １　方針 土砂災害，水害，高潮災害，津波災害等，状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し，被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。 また，住民が自らの地域の水害リスクに向き合い，被害を軽減する取組を行う契機となるよう，分かりやすい水害リスク情報の提供に努めるものとする。 （略）	①
Ｐ５０	２　避難計画の策定 (1) 市の避難計画 文・表略 (2) 防災上重要な施設の避難計画 （略） (3) 学校の避難計画 （略） (3)　（新規）	２　避難計画の策定 (1) 削除 (1) 防災上重要な施設の避難計画 （略） (2) 学校の避難計画 （略） (3) 要配慮者利用施設の避難計画 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，国土交通省令で定めるところにより，当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し，これを遅滞なく市長に報	①③

ページ	現　行	改正案	変更理由
		告するとともに，当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか，利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。	
	（略）	（略）	
	３　避難誘導体制の整備	**３　避難誘導体制の整備**	
	（略）	（略）	
	（6）避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備	（6）避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備	
	（略）	（略）	
Ｐ５０	ア　日頃から避難行動要支援者の把握に努め，避難準備情報や避難勧告等が確実に伝達できる手法・方法を構築する。	ア　日頃から避難行動要支援者の把握に努め，避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等が確実に伝達できる手法・方法を構築する。	②
	（略）	（略）	
	４　指定避難所等の選定，確保及び周知	**４　指定避難所等の選定，確保及び周知**	
	（1）指定避難所	（1）指定避難所	
	ア～オ（略）	ア～オ（略）	
Ｐ５１	カ　（新規）	カ　指定管理者との役割分担等 指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	③
	キ　（新規）	キ　専門家等との情報交換 市及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。	
Ｐ５１	（2）指定緊急避難場所 一定期間滞在するための避難所と区別して，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急時の避難場所として，洪水や津波，高潮など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として指定し，その所在地，名称等について市民に周知する。	（2）指定緊急避難場所 一定期間滞在するための避難所と区別して，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急時の避難場所として，洪水や津波，高潮など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として指定し，その所在地，名称等について市民に周知する。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫，台風等による高潮と河川洪水との同時発生等，複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに，災害の想定等により必要に応じて，近隣の市町の協力を得て，指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。 また，必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを生か	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ５２	（略） (3) 避難路の選定と確保 洪水，津波・高潮及び土砂災害の各種ハザードマップにより，避難路の選定を行うとともに，警察機関等と協力し通行の確保に努める。 （略）	した避難活動を促進するものとする。 （略） (3) 避難路の選定 避難路の選定に当たっては，土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに，住民参加のワークショップ等を開催するなど，住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫，台風等による高潮と河川洪水との同時発生等，複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 なお，避難路の選定の基準は，おおむね次のとおりとする。 ア　避難路中の道路，橋りょう及びトンネル等，道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し，必要ならば適切な措置を講ずる。 避難路の幅員は原則として１５メートル以上とする。ただし，これに該当する道路がない場合は，おおむね８メートル以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため，幅員が１５メートル～１０メートルの場合は，一般車両の通行規制，１０メートル以下の場合には，緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。） イ　避難路は，相互に交差しないものとする。 ウ　避難路は，道路沿いに火災，爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。 エ　洪水，高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し，海岸，河川及び急傾斜地沿いの道路は，原則，経路として選定しないものとする。 （略）	①
Ｐ５３	**５　避難所の管理運営体制の整備** (1) （略） (2) 避難所配置職員等の配置 避難所の開設が必要となった場合には，担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じる。 (3) 避難所運営の知識の普及 平常時において，市職員，施設管理者のほか，市民，自治会等に対	**５　避難所の管理運営体制の整備** (1) （略） (2) 避難所配置職員等の配置 避難所の開設が必要となった場合には，担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じるものとし，自主防災組織等とも連携して，円滑な避難所の運営に努める。 また，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するとともに，避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。 (3) 避難所運営の知識の普及 平常時において，市職員，施設管理者のほか，市民，自治会等に対	①

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ５４</td><td>
し，災害時における避難所の管理及び運営のために必要な知識等の普及に努める。
（略）
第８節　救助・救急体制の整備
（略）
第２　救助・救急資器材等の整備
（略）
（1）車両
救急車，救助工作車及びはしご車について，計画的に整備を図る。消防局における整備状況は，次のとおりである。
<table>
<tr><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="2">救急車</th><th colspan="2">救助工作車</th><th colspan="2">はしご車</th></tr>
<tr><th>救急自動車
（高規格仕様）</th><th>高　規　格
救急自動車</th><th>Ⅱ型</th><th>Ⅲ型</th><th>40m 級</th><th>30m 級</th></tr>
<tr><td>台 数</td><td>8</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>
（平成28年3月31日現在）
</td><td>
し，災害時における避難所の管理及び運営のために必要な知識等の普及に努める。この際，住民等への普及に当たっては住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するものとする。
（略）
第８節　救助・救急体制の整備
（略）
第２　救助・救急資器材等の整備
（略）
（1）車両
救急車，救助工作車及びはしご車について，計画的に整備を図る。消防局における整備状況は，次のとおりである。
<table>
<tr><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="2">救急車</th><th colspan="2">救助工作車</th><th colspan="2">はしご車</th></tr>
<tr><th>救急自動車
（高規格仕様）</th><th>高　規　格
救急自動車</th><th>Ⅱ型</th><th>Ⅲ型</th><th>40m 級</th><th>30m 級</th></tr>
<tr><td>台 数</td><td>8</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>
（平成29年3月31日現在）
</td><td>③</td></tr>
<tr><td>Ｐ５５</td><td>
（略）
第９節　医療，防疫・保健衛生体制の整備
（略）
第２　災害対策本部，消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
（1）～（3）（略）
（4）災害時の被害情報や患者の受け入れ態勢，日本ＤＭＡＴの出動状況等の情報を迅速に把握するため，広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備及び運用体制を確立する。
</td><td>
（略）
第９節　医療，防疫・保健衛生体制の整備
（略）
第２　災害対策本部，消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
（1）～（3）（略）
（4）災害時の被害情報や患者の受け入れ態勢，日本ＤＭＡＴの出動状況等の情報を迅速に把握するため，広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備及び運用体制を確立する。
なお，市は，災害時の医療機関の機能を維持し，広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため，非常用通信手段の確保に努めるものとする。
</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ｐ５９</td><td>
（略）
第11節　防災拠点の整備
（略）
【地区の広がりに応じた防災拠点の形成】
<table>
<tr><td rowspan="2">中枢拠点</td><td colspan="2">防災中枢拠点：市役所を中心として市の中枢的な防災活動を行う拠点</td></tr>
<tr><td>・市役所
・中央公園
・　　体育館</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（略）
第11節　防災拠点の整備
（略）
【地区の広がりに応じた防災拠点の形成】
<table>
<tr><td rowspan="2">中枢拠点</td><td colspan="2">防災中枢拠点：市役所を中心として市の中枢的な防災活動を行う拠点</td></tr>
<tr><td>・市役所
・中央公園
・呉市体育館</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>③</td></tr>
</table>

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ６３	（略） **第２　防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実** **１　防災中枢拠点の整備** 災害対策に当たっては，全市の中枢となる災害対策本部を早期に立ち上げるための環境づくりと，その災害対策本部としての機能を強化しておくことが必要である。 このため，危機管理機能の強化，　　体育館や中央公園との一体的な活用により市役所の拠点機能を強化するとともに，関係機関との連携により全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。 (1) 防災中枢拠点の整備 災害時に防災中枢拠点となる現在の市役所本庁舎は，免震構造であり，防災対策を講じるための施設としての機能やスペースを確保しているため，適正に維持管理を行う。 (2) 防災中枢拠点機能の強化 市役所の災害対策本部機能を強化するため，各対策部及び関係機関との連携並びに防災情報システムの取り扱い訓練等を実施し防災対応力の強化を図る。 また，国や県の防災行政機関やライフライン事業者等との連携を促進するとともに，中央公園の整備を進め，　　体育館と併せて中枢拠点のバックヤードなどとして活用する。 中央公園及び　　体育館は，地域の防災拠点となる公園と同様に，災害時用仮設トイレや防災資器材庫の整備，耐震性防火水槽，飲料水兼用貯水槽などにより，防災機能の強化に努めるとともに，公園での雨水　の活用，ソーラーシステムの導入など環境にやさしく，災害時にも活用できる施設の整備を推進する。 （略）	（略） **第２　防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実** **１　防災中枢拠点の整備** 災害対策に当たっては，全市の中枢となる災害対策本部を早期に立ち上げるための環境づくりと，その災害対策本部としての機能を強化しておくことが必要である。 このため，危機管理機能の強化，呉市体育館や中央公園との一体的な活用により市役所の拠点機能を強化するとともに，関係機関との連携により全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。 (1) 防災中枢拠点の整備 災害時に防災中枢拠点となる現在の市役所本庁舎は，免震構造であり，防災対策を講じるための施設としての機能やスペースを確保しているため，適正に維持管理を行う。 (2) 防災中枢拠点機能の強化 市役所の災害対策本部機能を強化するため，各対策部及び関係機関との連携並びに防災情報システムの取り扱い訓練等を実施し防災対応力の強化を図る。 また，国や県の防災行政機関やライフライン事業者等との連携を促進するとともに，中央公園の整備を進め，呉市体育館と併せて中枢拠点のバックヤードなどとして活用する。 中央公園及び呉市体育館は，地域の防災拠点となる公園と同様に，災害時用仮設トイレや防災資器材庫の整備，耐震性防火水槽，飲料水兼用貯水槽などにより，防災機能の強化に努めるとともに，公園での河川水の活用，ソーラーシステムの導入など環境にやさしく，災害時にも活用できる施設の整備を推進する。 （略）	③
Ｐ６６	**第12節　食糧，飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備** **第１　基本的事項** **１～４**（略） **５　（新規）** （略）	**第12節　食糧，飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備** **第１　基本的事項** **１～４**（略） **５　救援物資の調達・配送** 市は，国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し，効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。 （略）	①

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ７２</td><td>
第15節　防災訓練
（略）
第１（略）
第２　防災訓練の種類・指導体制
１　防災訓練の種類等
（略）
<table>
<tr><th>訓練の種類</th><th>ゅ回数等</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td>呉市総合防災訓練・水防訓練</td><td>年１回以上
（出水期前　５月～６月に実施，県と合同の場合は除く。）</td><td>呉市防災会議
（県と合同の場合は広島県防災会議）</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
第15節　防災訓練
（略）
第１（略）
第２　防災訓練の種類・指導体制
１　防災訓練の種類等
（略）
<table>
<tr><th>訓練の種類</th><th>回数等</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td>呉市総合防災訓練・水防訓練</td><td>年１回以上</td><td>呉市防災会議</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>③</td></tr>
<tr><td>Ｐ７３</td><td>
第16節　防災教育
（略）
第２　普及内容・実施方法
（略）
２　市民等に対する防災教育の方法及び主な内容
（略）
<table>
<tr><th>普及内容</th><th>実施方法</th></tr>
<tr><td>１～８（略）
９　（新規）
９　その他防災知識の普及啓発に必要な事項</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
第16節　防災教育
（略）
第２　普及内容・実施方法
（略）
２　市民等に対する防災教育の方法及び主な内容
（略）
<table>
<tr><th>普及内容</th><th>実施方法</th></tr>
<tr><td>１～８（略）
９　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
10　その他防災知識の普及啓発に必要な事項</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>①</td></tr>
<tr><td>Ｐ７６</td><td>
第17節　災害ボランティア活動環境の整備
（略）
１～３（略）
４　災害ボランティアとの連携・育成・普及啓発
(1) 災害ボランティアとの連携体制の整備
市は，県及び県・市社会福祉協議会，ボランティア関係団体等と協力し，災害ボランティアとの連携体制を確立する。
</td><td>
第17節　災害ボランティア活動環境の整備
（略）
１～３（略）
４　災害ボランティアとの連携・育成・普及啓発
(1) 災害ボランティアとの連携体制の整備
市は，社会福祉協議会，地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ，ＮＧＯ等のボランティア団体等と，情報を共有する場を設置するなどし，被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し，連携のとれた支援
</td><td>①</td></tr>
</table>

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ７６	連携体制を構築するに当たっての留意事項は，次のとおりである。 （略） **第18節　企業防災の促進** （略） **１　事業所等の重点実施項目** （1）（略） （2）地域住民との連携による相互防災応援協定の締結，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。 （略）	活動を展開するよう努めるとともに，ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 連携体制を構築するに当たっての留意事項は，次のとおりである。 （略） **第18節　企業防災の促進** （略） **１　事業所等の重点実施項目** （1）（略） （2）地域住民との連携による相互防災応援協定の締結，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。 また，企業は，地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため，緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。 （略）	①
Ｐ７７	**第19節　要配慮者の安全確保体制の整備** （略） 第２　**社会福祉施設・病院等における対策** **１～３**（略） **４　（新規）** （略） **第３　地域における対策** **１　避難行動要支援者の支援体制の整備** （略） （2）避難行動要支援者名簿の作成	**第19節　要配慮者の安全確保体制の整備** （略） 第２　**社会福祉施設・病院等における対策** **１～３**（略） ４　避難体制の整備 市は，社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え，関係機関（他市町，県関係団体等）と連携し，被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，介護保険法関係法令等に基づき，自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。 なお，市は，要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努めるものとする。 （略） **第３　地域における対策** **１　避難行動要支援者の支援体制の整備** （略） （2）避難行動要支援者名簿の作成	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ７８	ア，イ（略） ウ　避難行動要支援者名簿の更新と情報共有 市は，避難行動要支援者の把握に努め，次により更新を行い，避難行動要支援者名簿情報（以下「名簿情報」という。）を最新の状態に保つよう努める。 （略） (5) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用 （略） ア　避難のための情報伝達 (ｱ) 避難準備情報等の発令・伝達 市は，自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「呉市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び「市地域防災計画」に定める避難準備情報，避難勧告，避難指示の発令等の判断基準に基づき，災害時において適時適切に発令する。 （略）	ア，イ（略） ウ　避難行動要支援者名簿の更新と情報共有 市は，避難行動要支援者の把握に努め，次により更新を行い，避難行動要支援者名簿情報（以下「名簿情報」という。）を最新の状態に保つよう努めるとともに，庁舎に被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 （略） (5) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用 （略） ア　避難のための情報伝達 (ｱ) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達 市は，自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「呉市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び「市地域防災計画」に定める避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）の発令等の判断基準に基づき，災害時において適時適切に発令する。 （略）	① ② ①
Ｐ８３	**第23節　地区防災計画** （新規）	**第 23 節　呉港港湾事業継続計画（呉港ＢＣＰ）** **１　呉港港湾事業継続計画（呉港ＢＣＰ）の基本方針** 「呉港港湾事業継続計画」（以下，「呉港ＢＣＰ」と称する）は，大規模地震等の危機的事象により被害が生じた際に，呉港が担う流通及び旅客輸送の機能を最低限維持し，若しくは早期に復旧できるように，①危機的事象発生時に行う具体的な対応（対応計画），②平素から継続的に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等について整理・明確化することを目的とする。 呉港ＢＣＰは，港湾関係機関・団体を構成会員とする「呉港ＢＣＰ連絡協議会」（以下，「協議会」と称する）による議論を踏まえ，『危機的事象発生後の重要機能の維持・早期復旧を目指し，港湾関係者の役割や対応の手順，復旧目標等を明確化するとともに，その実効性を確保すること』を基本方針とする。 **２　実施体制** 呉港ＢＣＰ策定主体及び同ＢＣＰに基づくマネジメント活動の実施	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
		主体として官民の港湾関係者により協議会を設置し，継続的に運営する。 ３　対象とする範囲 　呉港ＢＣＰは海上輸送ルートの確保を目的としたものであるため，海上から耐震強化岸壁等を経由し，「救援物資・人員輸送拠点」に接続する臨港道路を含めた緊急輸送道路（その他道路）に至るまでの区間を対象とする。 ４　重要機能及び対象期間 　呉港では，広島県中央地域の外内貿物流機能，背後地域の海陸交通の旅客機能等の拠点として役割を果たすことが重要課題となっていることから，重要機能は緊急輸送対応（『緊急物資輸送』及び『人員海上輸送』）に加え，『バルク貨物輸送』とする。 　また，呉港ＢＣＰは，発災後，前述の緊急輸送対応機能が回復するまでの期間を対象とする。	③
Ｐ８３	第23節　地区防災計画 （略） 第３章　災害応急対策計画 （略） 第２節　組織・動員計画 （略） 第３　災害対策本部設置以降の体制（非常体制） （略） ８　災害対策本部の組織及び運営 （略）	第24節　地区防災計画 （略） 第３章　災害応急対策計画 （略） 第２節　組織・動員計画 （略） 第３　災害対策本部設置以降の体制（非常体制） （略） ８　災害対策本部の組織及び運営 （略）	
Ｐ９８	(6)　災害対策本部の組織及び分掌事務 　　災害対策本部の組織及び分掌事務は，次のとおりとする。 表（略） （略） 第３節　災害情報，通信連絡計画 （略） 第２　気象予報警報等の収集及び伝達 １　気象予報警報等の収集及び伝達 （略） (1)～(5)（略）	(6)　災害対策本部の組織及び分掌事務 　　災害対策本部の組織及び分掌事務は，次のとおりとする。 表　別紙１のとおり （略） 第３節　災害情報，通信連絡計画 （略） 第２　気象予報警報等の収集及び伝達 １　気象予報警報等の収集及び伝達 （略） (1)～(5)（略）	③

ページ	現　行	改正案	変更理由
	(6) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報 （略）	(6) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報 （略）	
Ｐ１２９	イ　防災行政無線による放送内容等 地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は，強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を気象庁が発表する。	イ　防災行政無線による放送内容等 地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は，強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を気象庁が発表する。 市は，住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては，防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。	①
	（略）	（略）	
	第３　被害情報等の収集及び伝達	**第３　被害情報等の収集及び伝達**	
	１（略）	１（略）	
	２　被害の調査・報告	**２　被害の調査・報告**	
	(1)（略）	(1)（略）	
	(2) 調査実施者	(2) 調査実施者	
	ア（略）	ア（略）	
Ｐ１３６	イ　被害調査は，財務部（財務対策部）を担当部局とし，各部局（各対策部）は，自らの分掌事務に係る被害状況の調査を実施し，次の要領により被害状況を逐次，災害警戒本部又は災害対策本部の事務局へ報告する。	イ　被害調査は，財務部（財務対策部）を担当部局とし，各部局（各対策部）は，自らの分掌事務に係る被害状況の調査を実施し，呉市防災情報システム等により被害状況を逐次，災害警戒本部又は災害対策本部の事務局へ報告する。	③
	（略）	（略）	
	(4) 報告	(4) 報告	
	ア　警戒本部設置時の報告	ア　警戒本部設置時の報告	
Ｐ１３７	(ｱ) 警戒本部への報告 部局等の長は，把握した情報を次の要領により迅速に危機管理課長に報告する。	(ｱ) 警戒本部への報告 部局等の長は，把握した情報を呉市防災情報システム等により迅速に危機管理課長に報告する。	③
	（略）	（略）	
	イ　対策本部設置時の報告	イ　対策本部設置時の報告	
Ｐ１３７	(ｱ) 災害対策本部への報告 各対策部は，災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで，警戒本部設置時の報告事項と併せ，次の要領により把握した範囲内で迅速に本部長に報告するものとする。	(ｱ) 災害対策本部への報告 各対策部は，災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで，警戒本部設置時の報告事項と併せ，呉市防災情報システム等により把握した範囲内で迅速に本部長に報告するものとする。	③
	災害対策本部は，各対策部から寄せられる情報の取りまとめ，各対策部への必要な指示，その他必要な事項を行うものとする。	災害対策本部は，災害情報を一元的に把握し，共有することができる体制のもと，各対策部から寄せられる情報の取りまとめ，各対策部への必要な指示，その他必要な事項を行うものとする。	①
	（略）	（略）	

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ１３７	(ｲ) 県への報告及び通報 ａ　本部長は，災対法第53条第１項及びその他の法令の規定に基づき，県に対し災害発生状況及び規模を速やかに連絡するとともに，次のとおり被害の状況を報告する。 災害発生報告は，原則として様式２による。 【被害状況の報告等】 人的被害の状況（行方不明者の数も含む。），建築物等（家屋，土地及びこれら以外の物）の被害状況及び火災，津波，土砂災害の発生状況を収集し，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県に報告する。 なお，特に行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，住民登録や外国人登録の有無にかかわらず，市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。 ｂ　市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は，内閣総理大臣（消防庁経由）とし，県と連絡ができるようになった後の報告については，県に対して行う。 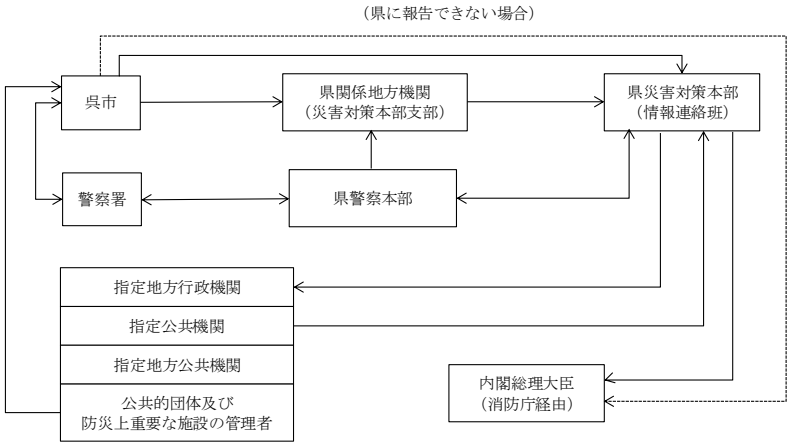 ※　災害対策本部が設置されていない場合は，「県災害対策本部」は「県危	(ｲ) 県への報告及び通報 災害が発生した場合は，応急対策を迅速に実施するため，市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき，県に対し災害発生報告及び被害情報報告を行う。 市からの報告は，原則として，広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。 また，市は，災害発生直後については，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。 ただし，県に報告できない場合にあっては，直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。なお，消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合，市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。 市は，必要に応じて収集した被害現場の画像情報について官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。 ａ　災害発生報告 災害応急対策実施のため，災害対策基本法第53条第１項の規定により行う報告で，災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。 (a) 伝達経路 災害発生の報告及び通報は，次の経路で行う。 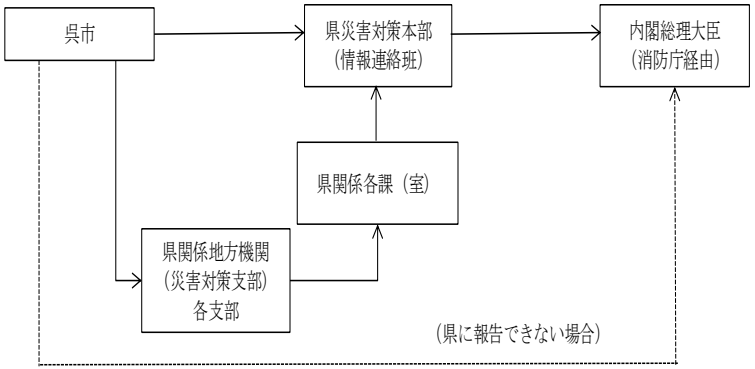 表（略） (b) 災害発生報告の様式	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
	機管理監」と読み替える。 表（略） c　市及び消防局が，災害による人の被害について情報を入手した場合は，広島県防災情報システム等を利用して，速やかに県対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。 （略）	災害発生報告は，報告の迅速かつ的確を期すため，原則として次の様式により行う。 (c) 消防機関への通報が殺到した場合の報告 災害により，消防機関への通報が殺到した場合，市は，その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。 この場合，即報の迅速性を確保するため，市消防局から直接，電話，ファクシミリ等最も迅速な方法で報告するものとする。 (d) 県に報告することができない場合の災害発生の報告 市が県に報告ができない場合の災害発生の報告先は，内閣総理大臣（消防庁経由）とする。なお，県と連絡が取れるようになった後の報告については，県に対して行うものとする。 b　被害状況の報告及び通報 応急対策の実施及び災害復旧のため，関係法令等の規定により行う報告及び通報で，応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。 (a) 伝達経路 被害情報報告及び通報は，次の経路により行う。 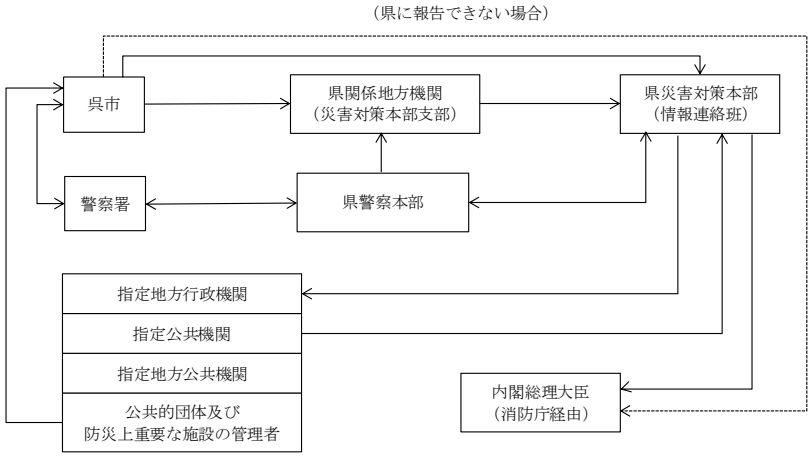 ※　災害対策本部が設置されていない場合は，「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。 (b) 被害状況の報告等 市は，人的被害の状況（行方不明者の数も含む。），建築	

ページ	現　行	改正案	変更理由
		物の被害状況及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。 特に行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず，市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。 （c）人の被害についての即報 市及び消防局が，災害による人の被害について情報を入手した場合は，広島県防災情報システム等を利用して，速やかに県対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達するものとする。		
	（略）	（略）	
Ｐ１４０	様式１（略）	様式１　削除	③
Ｐ１４１	様式２（略）	様式 別紙２のとおり	③
	（略） **第５節　広域相互応援計画** （略） **２　市における相互応援協力** （略）	（略） **第５節　広域相互応援計画** （略） **２　市における相互応援協力** （略）	
Ｐ１４７	（4）他機関への出動 ア，イ（略） ウ　（新規）	（4）他機関への出動 ア，イ（略） ウ　市は，被災地に応援職員を派遣する場合，被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の派遣に努めるものとする。	①
	（略） **第９節　避難計画**	（略） **第９節　避難計画**	
Ｐ１５８	建物破損，火災，土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命，身体等の安全を確保するための避難対策は，市が中心となって行う応急対策の中	建物破損，火災，土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命，身体等の安全を確保するための避難対策は，市が中心となって行う応急対策の中	②

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ１５８</td><td>でも最も重要な計画である。
避難準備情報　　，避難勧告，避難指示　　（以下「避難勧告等」という。）の伝達や避難誘導は，防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速・的確に行わなければならない。
（略）
第１　要避難状況の早期把握・判断
１　要避難状況の把握活動の早期実施
（1）人的被害の発生するおそれが高まり，要配慮者のうち避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階には，避難所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し，それ以外の者は家族等の連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始するための避難準備情報　　を発令する。
（略）</td><td>でも最も重要な計画である。
避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の伝達や避難誘導は，防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速・的確に行わなければならない。
（略）
第１　要避難状況の早期把握・判断
１　要避難状況の把握活動の早期実施
（1）人的被害の発生するおそれが高まり，要配慮者のうち避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階には，避難所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し，それ以外の者は家族等の連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始するための避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
（略）</td><td>②</td></tr>
<tr><td>Ｐ１５９</td><td>**第２　避難勧告等の実施**
１　避難勧告等の実施責任者及び時期
（略）
【避難準備情報　　の発令権者及び時期】
<table><tr><th>発令者</th><th>関係法令等</th><th>対象となる災害の内容（要件・時期）</th><th>対象</th><th>内容</th><th>とるべき措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）</td><td>**第２　避難勧告等の実施**
１　避難勧告等の実施責任者及び時期
（略）
【避難準備・高齢者等避難開始の発令権者及び時期】
<table><tr><th>発令者</th><th>関係法令等</th><th>対象となる災害の内容（要件・時期）</th><th>対象</th><th>内容</th><th>とるべき措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）</td><td>②</td></tr>
<tr><td>Ｐ１６１</td><td>**２　避難勧告等の基準**
（略）
（5）注意報が発表されている状況で，夜間から早朝にかけて警報に切り替えることが言及されている場合には，明るいうちに避難準備情報　　の発令を検討し，避難行動が困難になる前の早めの判断に努めること。
（略）</td><td>**２　避難勧告等の基準**
（略）
（5）注意報が発表されている状況で，夜間から早朝にかけて警報に切り替えることが言及されている場合には，明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討し，避難行動が困難になる前の早めの判断に努めること。
（略）</td><td>②</td></tr>
</table>

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ１６３	※　避難の流れイメージ図 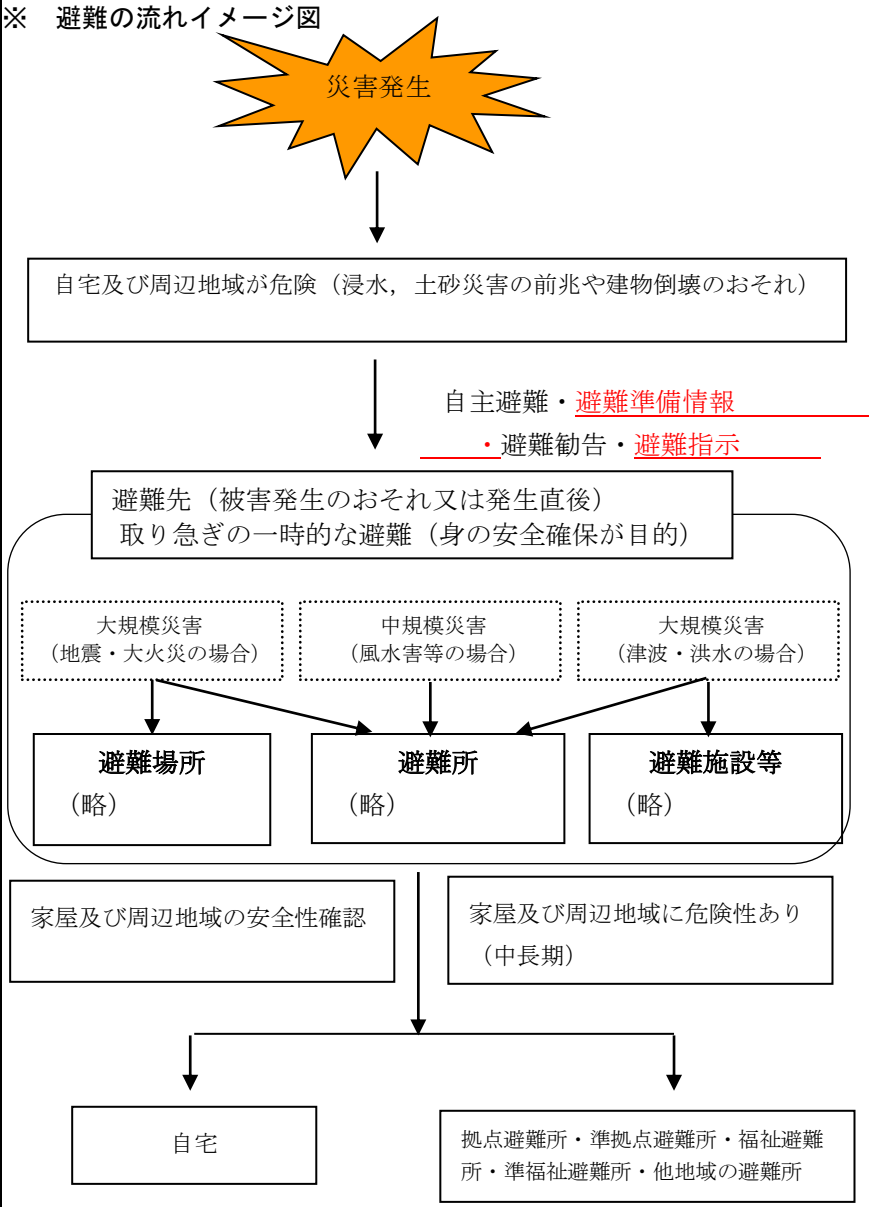 	※　避難の流れイメージ図 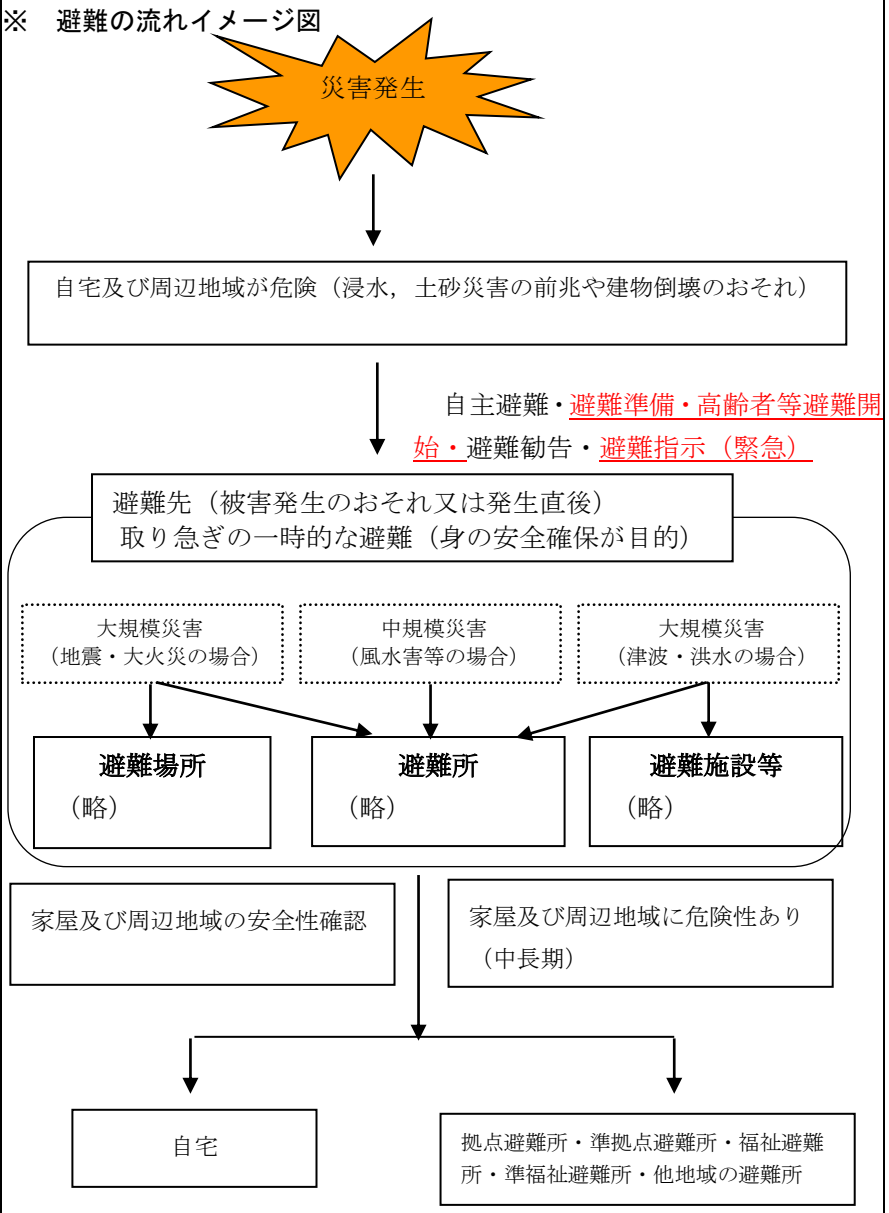 	②

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>Ｐ１６４</td><td>
第３　避難勧告等の伝達
１　避難勧告等の伝達
市長は，避難誘導が必要と認められる場合には，危険区域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は，次のとおりとする。
<table>
<tr><td colspan="2">広報車による巡回</td><td>市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別巡回による伝達</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自治会への伝達</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">テレビ・ラジオ等による伝達</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">無線通信・有線通信設備等の活用</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">信号等による伝達</td><td>避難準備情報</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
第３　避難勧告等の伝達
１　避難勧告等の伝達
市長は，避難誘導が必要と認められる場合には，危険区域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は，次のとおりとする。
<table>
<tr><td colspan="2">広報車による巡回</td><td>市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別巡回による伝達</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自治会への伝達</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">テレビ・ラジオ等による伝達</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">無線通信・有線通信設備等の活用</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">信号等による伝達</td><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>避難指示（緊急）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>②</td></tr>
<tr><td>Ｐ１６８</td><td>
第６　避難所等の開設，運営
（略）
１　避難所の開設
（略）
（1）開設の方法
（略）
ア～ウ（略）
エ　災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。
この場合，避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼育に関し，飼い主の理解と協力を得ながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。
</td><td>
第６　避難所等の開設，運営
（略）
１　避難所の開設
（略）
（1）開設の方法
（略）
ア～ウ（略）
エ　災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。
この場合，避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼育に関し，飼い主の理解と協力を得ながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。
</td><td>①</td></tr>
</table>

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ１７６	（略） **第 14 節　警備活動計画** （略） **２　災害警備措置** （略） （2）避難誘導 警察機関が実施する次の避難誘導措置に際し，円滑に行われるよう必要な協力を行う。 ア　避難誘導措置 １　高潮・浸水，火災等が広範囲で予想される場合や，キャンプ地等で孤立が予想される場合等は，避難指示　　を行う前でも，市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し，早めの避難を指導する。 （略） （略） **第16節　交通確保，規制，障害物除去計画** （略） **第２　障害物の除去** **１　緊急輸送路の確保**	また，飼い主に対して，所有者の明示の実施や避難所での飼養についての準備等の周知に努めるものとする。 （略） **第 14 節　警備活動計画** （略） **２　災害警備措置** （略） （2）避難誘導 警察機関が実施する次の避難誘導措置に際し，円滑に行われるよう必要な協力を行う。 ア　避難誘導措置 １　高潮・浸水，火災等が広範囲で予想される場合や，キャンプ地等で孤立が予想される場合等は，避難指示（緊急）を行う前でも，市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し，早めの避難を指導する。 （略） （略） **第16節　交通確保，規制，障害物除去計画** （略） **第２　障害物の除去** **１　緊急輸送路の確保**	②
Ｐ１８５	（1）道路啓開のための車両等の移動 道路管理者　　は，放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し，災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため，緊急の必要があるときは，道路区間を指定し，緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを当該車両の占有者，所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。 （2）道路区間の指定 ア　道路管理者は，道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが，指定した後であっても，被災状況等に応じて，適宜区間の追加，削除を行う。 イ　道路管理者が，道路区間の指定をするときは，あらかじめ，県公安委員会（当該地域を管轄する警察署）に当該道路区間及び指定	（1）道路啓開のための車両等の移動 道路管理者，漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。）は，放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し，災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため，緊急の必要があるときは，道路区間を指定し，緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを当該車両の占有者，所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。 （2）道路区間の指定 ア　道路管理者等は，道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが，指定した後であっても，被災状況等に応じて，適宜区間の追加，削除を行う。 イ　道路管理者等が，道路区間の指定をするときは，あらかじめ，県公安委員会（当該地域を管轄する警察署）に当該道路区間及び指定	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ１９２	の理由を通知しなければならない。 なお，通知は書面で行うことを原則とするが，緊急を要する場合は口頭で行い，口頭での通知を行ったときは速やかに書面を送付する。 ウ　県公安委員会は，必要があると認めるときは，道路管理者に対して区間を指定し，緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。 また，国は特に必要があると認めるときは，指定区間以外の国道，県道及び市道に関し，道路管理者に対して道路の啓開を行うよう要請することができる。 (3) 指定道路区間の周知 道路管理者は，道路区間の指定をしたときは，当該指定区間の道路利用者に対して，道路情報板やラジオ等を利用し，当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。 (4) 車両等の移動 道路管理者は，①占有者等への移動命令，又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として，車両等の移動は道路区間を指定した後に実施することになるが，周知と同時に行うこともできる。 車両等の移動は，緊急車両の通行を確保するため最低１車線の通行を確保することとなるが，道路啓開により確保する幅員及び車線は，被災地の状況等に応じて判断する。 （略） **第18節　ライフライン施設・交通施設の応急復旧計画** （略） **１　ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）** (1)～(4)（略） (5) 下水道施設 ア（略） イ　拡大防止対策 ・二次災害のおそれのある施設，緊急度の高い施設等から順次，重点的に調査・点検し，排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては，並行して応急対策を講じる。 ・（新規）	の理由を通知しなければならない。 なお，通知は書面で行うことを原則とするが，緊急を要する場合は口頭で行い，口頭での通知を行ったときは速やかに書面を送付する。 ウ　県公安委員会は，必要があると認めるときは，道路管理者等に対して区間を指定し，緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。 また，国は特に必要があると認めるときは，指定区間以外の国道，県道及び市道に関し，道路管理者等に対して道路の啓開を行うよう要請することができる。 (3) 指定道路区間の周知 道路管理者等は，道路区間の指定をしたときは，当該指定区間の道路利用者に対して，道路情報板やラジオ等を利用し，当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。 (4) 車両等の移動 道路管理者等は，①占有者等への移動命令，又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として，車両等の移動は道路区間を指定した後に実施することになるが，周知と同時に行うこともできる。 車両等の移動は，緊急車両の通行を確保するため最低１車線の通行を確保することとなるが，道路啓開により確保する幅員及び車線は，被災地の状況等に応じて判断する。 （略） **第18節　ライフライン施設・交通施設の応急復旧計画** （略） **１　ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）** (1)～(4)（略） (5) 下水道施設 ア（略） イ　拡大防止対策 ・二次災害のおそれのある施設，緊急度の高い施設等から順次，重点的に調査・点検し，排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては，並行して応急対策を講じる。 ・迅速に応急復旧等が行えるよう，あらかじめ，関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立	①

ページ	現　行	改正案	変更理由
	・（新規）	に努めるものとする。 ・動員計画に基づき，災害復旧に必要な要因を確保し，必要に応じ，関連事業者及び他自治体への支援要請を行う。	
	（略） **第21節　食糧，飲料及び生活必需品等の供給計画** （略） 第３　飲料水等の供給 （略） **５　上水道，応急給水機器の状況** （1）（略） （2）応急給水機器保有数 数値データ等の修正（表略） （略）	（略） **第21節　食糧，飲料及び生活必需品等の供給計画** （略） 第３　飲料水等の供給 （略） **５　上水道，応急給水機器の状況** （1）（略） （2）応急給水機器保有数 別紙３のとおり （略）	
Ｐ２０２			③
	第 23 節　文教対策計画 （略） **２　応急対策の実施** （1）所管する学校等と連絡をとり，気象情報，通学路の状況及び公共機関の運行状況を基に，臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては，学校への避難指示　　及び関係機関への支援要請を行う。 （略）	**第 23 節　文教対策計画** （略） **２　応急対策の実施** （1）所管する学校等と連絡をとり，気象情報，通学路の状況及び公共機関の運行状況を基に，臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては，学校への避難指示（緊急）及び関係機関への支援要請を行う。 （略）	
Ｐ２０５			①
	第 24 節　廃棄物等の処理計画 （略） **１　廃棄物の処理** （1）（略） （2）処理対策 ア，イ（略） ウ　倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等 ・倒壊家屋・浸水家屋からのがれき類，水分を含んだ廃棄物等については，原則として被災者自らが，市の指定する場所に搬入する。なお，被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は，市が処理を行う。 ・建物等の解体現場ではアスベストや粉塵の発生防止に努めるとともに，有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行う	**第 24 節　廃棄物等の処理計画** （略） **１　廃棄物の処理** （1）（略） （2）処理対策 ア，イ（略） ウ　倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等 ・倒壊家屋・浸水家屋からのがれき類，水分を含んだ廃棄物等については，原則として被災者自らが，市の指定する場所に搬入する。なお，被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は，市が処理を行う。 ・建物等の解体現場では①アスベストや粉じんの発生防止に努める，②有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行う，	
Ｐ２０９			③

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ２１７	とともに，可能な限りリサイクルを図る。 （略） **第27節　住宅の確保及び応急対策計画** （略） １　応急住宅の提供 （略） （3）応急仮設住宅の建設 （略） ウ　建築基準 建設基準は，次のとおりである。 １　規模　　１戸当たり29.7㎡以内 ２　構造　　木造平家建て（連続建て） ３　費用　　１戸当たり2,530,00円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。） ４　着工期限　災害発生の日から20日以内に着工する。 ５　貸与期間　原則として完成の日から特別な場合を除き最長２年３ヶ月以内とする。 （略）	③可能な限りリサイクルを図る。 （略） **第27節　住宅の確保及び応急対策計画** （略） １　応急住宅の提供 （略） （3）応急仮設住宅の建設 （略） ウ　建築基準 建設基準は，次のとおりである。 １　規模　　知事が地域の実情，世帯構成等に応じて設定する。 ２　構造　　木造平家建て（連続建て） ３　費用　　１戸当たり5,516,000円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。） ４　着工期限　災害発生の日から20日以内に着工する。 ５　貸与期間　原則として完成の日から特別な場合を除き最長２年３ヶ月以内とする。 （略）	①
Ｐ２３２	**第４章　災害復旧・復興計画** （略） **第２節　生活再建等支援対策の実施** （略） **第１　被災者の生活相談** （略） 発災後，速やかに市役所本庁舎や各支所並びに避難所等において，被災者のための相談窓口を開設し，必要に応じて他の関係機関と連携の上，次に示す事項を主とした相談業務を実施する。 （略） **第２　り災照明の交付** **１～４（略）**	**第４章　災害復旧・復興計画** （略） **第２節　生活再建等支援対策の実施** （略） **第１　被災者の生活相談** （略） 発災後，速やかに市役所本庁舎や各支所並びに避難所等において，被災者のための相談窓口を開設し，必要に応じて他の関係機関と連携の上，次に示す事項を主とした相談業務を実施する。 また，市は，被災建築物の応急危険度判定調査，被災宅地危険度判定調査，住家被害認定調査など，住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ，それぞれの調査の必要性や実施時期の違い，民間の保険損害調査との違い等について，被災者に明確に説明するものとする。 （略） **第２　り災照明の交付** **１～４（略）**	①

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現　行</th><th>改正案</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>P２３３</td><td>**５　被災者台帳の作成**
財務部（財務対策部）は，市域に災害が発生した場合において，当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため，必要があると認めるときは，被災者台帳を作成する。
なお，大規模災害等により多数の被災者が発生した場合には，個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するため，被災者支援システムを活用する。
（略）
第４　融資・貸付その他資金等による支援
（略）
２　災害融資制度
（略）</td><td>**５　被災者台帳の作成**
財務部（財務対策部）は，市域に災害が発生した場合において，当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため，必要があると認めるときは，被災者台帳を作成する。
なお，大規模災害等により多数の被災者が発生した場合には，個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するため，呉市防災情報システムを活用する。
（略）
第４　融資・貸付その他資金等による支援
（略）
２　災害融資制度
（略）</td><td>③</td></tr>
<tr><td>P２３６</td><td><table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>生活福祉資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>母子父子寡婦福祉資金</td><td>被災した母（父）子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として，住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>生活福祉資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>母子父子寡婦福祉資金</td><td>被災した母（父）子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として，住宅資金や転宅資金等の貸付を行う。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）
第５章　石油貯蔵施設地帯防災対策計画
（略）
第３節　吉浦貯油所の現況
（略）
２　施設の概要
吉浦貯油所における各施設は，次のとおりである。
（1）燃料貯蔵施設</td><td>（略）
第５章　石油貯蔵施設地帯防災対策計画
（略）
第３節　吉浦貯油所の現況
（略）
２　施設の概要
吉浦貯油所における各施設は，次のとおりである。
（1）燃料貯蔵施設</td><td></td></tr>
<tr><td>P２５３</td><td><table><tr><th>貯蔵所区分</th><th>施 設 数</th><th>品　　名</th></tr><tr><td>屋内貯蔵所</td><td>8</td><td>第1・2・3・4石油類及びその他</td></tr><tr><td>屋外タンク貯蔵所</td><td>3</td><td>３石油類</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>貯蔵所区分</th><th>施 設 数</th><th>品　　名</th></tr><tr><td>屋内貯蔵所</td><td>8</td><td>第1・2・3・4石油類及びその他</td></tr><tr><td>屋外タンク貯蔵所</td><td>6</td><td>第3石油類</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>③</td></tr>
<tr><td></td><td>（略）
第６節　災害応急対策計画
１　陸上
（略）</td><td>（略）
第６節　災害応急対策計画
１　陸上
（略）</td><td></td></tr>
</table>

ページ	現　行	改正案	変更理由
Ｐ２５６	(3) 避難対策計画 ア　市長等は，大規模な火災等の災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，住民等の生命又は身体を火災から保護し，その他火災の拡大を防止するため，特に必要があるときは，基本編第３章第９節「避難計画」に定めるところにより，地域住民に対して避難勧告，又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）等を行う。	(3) 避難対策計画 ア　市長等は，大規模な火災等の災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，住民等の生命又は身体を火災から保護し，その他火災の拡大を防止するため，特に必要があるときは，基本編第３章第９節「避難計画」に定めるところにより，地域住民に対して避難勧告，又は避難指示（緊急）を行う。	②